

廃第 7 3 6 号－ 3
令和 7 年 9 月 2 4 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県白井市神々廻 2 6 1 番地 有限会社林材木店（代表取締役 林 四郎） （法人番号 8 0 4 0 0 0 2 0 5 7 7 4 6）
許可の番号	第 0 1 2 0 0 1 1 9 4 9 6 号
処分の年月日	令和 7 年 9 月 2 4 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	有限会社林材木店は、法第 2 5 条第 1 項第 1 5 号及び法第 3 2 条第 1 項第 1 号の規定により、罰金刑に処せられた。 また、同社の役員は、法第 2 5 条第 1 項第 1 5 号の規定により、罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（法第 2 5 条から第 2 7 条まで又は法第 3 2 条第 1 項（法第 2 5 条から第 2 7 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）及び法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ（同号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（法第 2 5 条から第 2 7 条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第 7 4 7 号－ 3
令和 7 年 9 月 2 4 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 1 4 条の 3 の 2 により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	栃木県小山市城北四丁目 2 6 番地 2 4 有限会社松島組（代表取締役 松島 廣） （法人番号 4 0 6 0 0 0 2 0 3 0 3 0 0）
許可の番号	第 0 1 2 0 0 1 0 9 3 2 1 号
処分の年月日	令和 7 年 9 月 2 4 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	有限会社松島組は、法第 2 5 条第 1 項第 1 5 号及び法第 3 2 条第 1 項第 1 号の規定により、罰金刑に処せられた。 また、同社の役員は、法第 2 5 条第 1 項第 1 5 号の規定により、罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（法第 2 5 条から第 2 7 条まで又は法第 3 2 条第 1 項（法第 2 5 条から第 2 7 条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）及び法第 1 4 条第 5 項第 2 号ニ（同号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（法第 2 5 条から第 2 7 条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第748号-3
令和7年9月24日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県習志野市本大久保三丁目3番7号 株式会社セイドー（代表取締役 宮崎 正道） （法人番号9040001023987）
許可の番号	第01200200114号 第01250200114号
処分の年月日	令和7年9月24日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社セイドーは、破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684